

徳島市景観計画 概要版

自然と歴史・文化を生かした
水と緑と光の織り成す景観まちづくり

1

景観計画の概要

■ 景観計画の目的

本市特有の自然、歴史、文化などの景観構造や特性を生かし、市民・事業者・行政が協働で取り組む景観まちづくりを目指します。

本計画は、本市にとって重要な景観を明確にし、良好な景観形成に関する方針や基準を定め、重要な景観を保全・向上・創りだしていくことを目的としています。

■ 景観構造と特性・シンボル景観

眉山や吉野川などの自然が創り出す「大地の姿」を基本とし、それに沿うように城下町の町割りや近代都市計画による鉄道・道路などが「都市の履歴」として積み重ねられてきたことで、現在の都市の骨格や軸を形成しています。

特に、「眉山」と「吉野川」は、本市を象徴する広大な自然風景であるとともに、市民に親しまれ心象風景ともなっていることから、大切にしていきたい「シンボル景観」といえます。



■ 景観計画区域

市全域を、「景観計画区域」とします。

2

理念・目標・基本方針

■ 景観形成の理念

景観形成の理念1

“まもること”

都市の基本構造を形成している本市特有の自然（河川・山地・丘陵）やその上に築かれた城下町・近代における商業都市としての歴史的・文化的な景観を守ります。

景観形成の理念2

“創りだすこと”

城下町や近代都市計画によって形成された都市骨格の上に、市民活動により生まれた景観要素を生かし、良好な景観を新たに創りだします。

■ 景観形成の目標

自然と歴史・文化を生かした
水と緑と光の織り成す景観まちづくり

■ 景観形成の基本方針

景観形成の目標を実現するため、5つの基本方針を定めます。

<景観形成の基本方針>

- 方針1 | 山河の構造を尊重し、徳島ならではの良好な景観形成を図ります
- 方針2 | 基盤となる景観の秩序と顔となる景観を整え、人々の心に残る徳島の景観形成を図ります
- 方針3 | 時代を超えて共有され続ける文化的ストックである景観の蓄積を図ります
- 方針4 | 身近な暮らしの景観を整え、良好な生活景観の形成を図ります
- 方針5 | 市民の共有財産という自覚に基づき、公・共・私の協働による景観形成を図ります

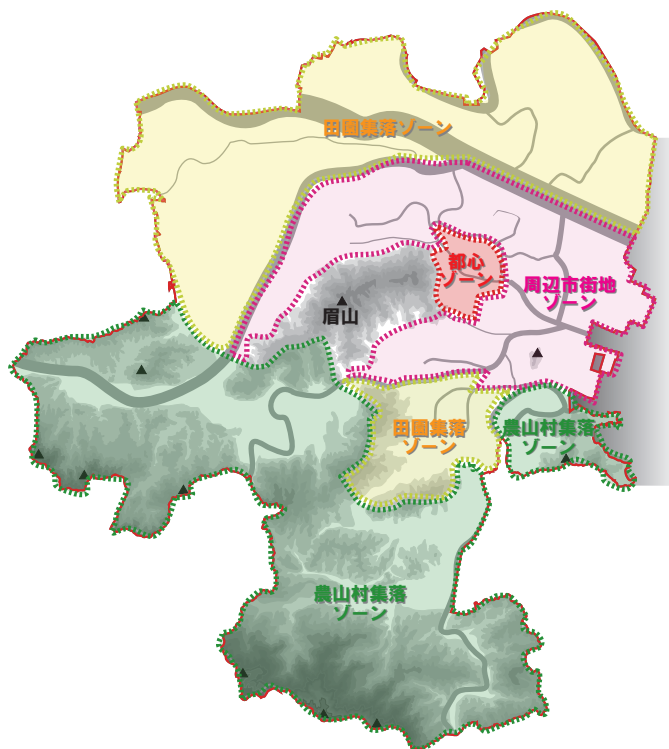
3

良好な景観形成に関する方針

■ ゾーンごとの景観形成方針

景観構造・特性から、4つのゾーンに分類し、ゾーンごとの目標と方針を定めます。

- | | |
|---|--|
| <p>都心ゾーン
徳島の中心部を形成するゾーン</p> | <p>徳島の顔にふさわしい風格あるまち並み景観の向上に努めます</p> <p>華やかさや賑わいを備えた都心景観を創りだします</p> |
| <p>周辺市街地ゾーン
都心を囲むように広がる市街地を形成するゾーン</p> | <p>秩序ある市街地のまち並み景観を目指します</p> <p>良好な生活景観を形成し、住環境の向上を推進します</p> |
| <p>田園集落ゾーン
のびやかな田園景観が卓越するゾーン</p> | <p>田園集落にふさわしい景観の保全に努めます</p> <p>田園風景を損なわないような景観まちづくりを進めます</p> |
| <p>農山村集落ゾーン
山間地の自然景観が卓越するゾーン</p> | <p>周囲の自然と調和した農山村集落の景観の保全に努めます</p> <p>周辺景観を損なわないような景観まちづくりを進めます</p> |



重要な景観に関する景観形成方針

本市における重要な景観として、5つの景観を定め、各々の景観形成の方針を定めます。

重要な景観		景観形成方針
1) 都市の玄関としての景観	都市への入口であり、訪れる人の第一印象となる徳島の顔としての景観	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市の玄関口からの眉山（シンボル景観）への眺望景観を保全します ○ 徳島の顔となる賑わいのある都市的空間を創りだします
2) 道路景観	新町橋通りを代表とするシンボルゾーンや幹線道路とその沿道の建物等によって形成される景観	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新町橋通り（シンボルゾーン）では、徳島の顔にふさわしい魅力的な賑わいのある景観形成を図ります ○ 周辺景観との調和を図り、秩序ある快適な道路景観を目指します
3) 歴史・文化景観	歴史・文化的な趣のあるまち並みや建造物が周辺地域と調和した景観	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歴史的なまち並みを保全し、後世に継承します ○ 歴史的な名所周辺では、周辺景観と調和したまち並みを創りだします ○ 徳島城跡の眺めや徳島城跡からの眺めを保全します
4) 水辺景観	吉野川やひょうたん島など、昔から人々の生活と密接な関わりをもってきた河川の水辺景観	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人々に親しまれる水辺の空間づくりを行います ○ 沿岸に親水公園などの公共空間をつくり、憩いの空間づくりを行います ○ 水上からの水辺やシンボル景観への眺めに配慮した空間づくりを進めます
5) 海岸景観	海と海岸が生み出す自然と調和した景観	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周囲を自然で囲まれた海岸景観を保全していくために、無秩序（大規模）な開発行為に対する適切な規制・誘導に努めます ○ 海岸景観における人工物の構築などは極力避けます ○ 景観保全のための海岸利用におけるマナーやルールづくりに努めます

重要な景観の代表的な場所に関する景観形成方針

重要な景観の代表的な場所

1) 代表的な「都市の玄関としての景観」



2) 代表的な「道路景観」



3) 代表的な「歴史・文化景観」



4) 代表的な「水辺景観」



5) 代表的な「海岸景観」



1) 代表的な「都市の玄関としての景観」	
● 徳島駅前周辺	<ul style="list-style-type: none"> ○ 徳島の玄関口にふさわしい賑わいの空間を創りだします ○ 徳島の都心空間として風格あるまちなみを創りだします ○ 開放的ですっきりとした広場空間を創りだします
● 橋上から望む眉山	<ul style="list-style-type: none"> ○ 橋上からの眉山（シンボル景観）への眺望景観の保全に努めます ○ 眉山と調和する徳島らしい景観まちづくりを進めます
2) 代表的な「道路景観」	
● 新町橋通り周辺	<ul style="list-style-type: none"> ○ 眉山・新町川という徳島のシンボルである自然と調和した景観づくりを進めます ○ 徳島の顔にふさわしい個性と周辺景観に調和したまち並みを形成します ○ 徳島の顔としての賑わい・楽しさを演出するまち並みを形成します ○ 公共空間（道路や周辺公園等）と一体となった快適な歩行者空間を形成します ○ 新町橋（視点場）からの眉山（シンボル景観）への眺望景観の保全に努めます
3) 代表的な「歴史・文化景観」	
● 眉山山麓周辺 (寺町・大滝山周辺)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歴史的情緒とやすらぎのあるまち並みを維持・保全します ○ 中心市街地から自然（眉山）への導入空間を形成します ○ 自然景観（眉山）と調和した景観づくりを進めます
● 徳島城跡周辺	<ul style="list-style-type: none"> ○ 徳島城跡としての歴史的情緒ある景観づくりを進めます ○ お堀の水を生かしたうるおいのあるまち並みを形成します ○ 城山や公園の緑と一体となった季節感あふれるまち並みを形成します
4) 代表的な「水辺景観」	
● ひょうたん島沿岸周辺	<ul style="list-style-type: none"> ○ 場所ごとの景観特性を生かした水辺の景観づくりを進めます ○ 親水性のある公共空間（公園等）の整備を進め、人々の生活と水辺空間が調和した憩いの空間づくりを進めます ○ 川にかかる橋梁の修景を図ります ○ 水辺や対岸からの正面性や開放感、緑豊かなうるおいのある水辺のまち並みを形成します
● 新町川沿岸周辺	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特色ある新町川水辺空間にふさわしいまち並みを形成します ○ 新町川や対岸への正面性や開放感に配慮したまち並みを形成します ○ 中心商業地にふさわしい賑わい・楽しさを演出するとともに、公共空間（公園等）と一体となったゆとりとやすらぎのあるまち並みを形成します ○ まち並みの連続性や対岸からの眉山への眺望景観に配慮します
● 助任川沿岸周辺	<ul style="list-style-type: none"> ○ 助任川の水辺を生かしたうるおいと安らぎのあるまち並みを形成します ○ 城山や公園と一体となった季節感あふれるまち並みを形成します
5) 代表的な「海岸景観」	
● 大神子・小神子海岸周辺	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海岸景観の保全に努めます ○ 周囲の無秩序（大規模）な開発行為などに対する規制・誘導を適切に行い、自然溢れる空間とします
● 小松海岸周辺	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海岸景観を保全するためのマナーづくりなどに取り組みます ○ 周囲の無秩序（大規模）な開発行為などに対する規制・誘導を適切に行い、自然環境と調和した景観づくりを進めます

4

行為の制限に関する事項

■ 市全域および重要な景観形成地域

景観形成における重要な景観（景観要素）をもとに代表的な場所を選定し、これらの中から、特に重要と考えられる7つの景観を「重要な景観形成地域」と設定し、景観に影響を及ぼす建築行為等を届出対象とします。

景観形成における重要な景観	代表的な場所	重要な景観形成地域
1) 都市の玄関としての景観	● 徳島駅前周辺 ● 橋上から望む眉山	眺望景観 ● 吉野川大橋からの眉山眺望 ● 新町橋からの眉山眺望 ● 新町橋通り周辺 ● 眉山山麓周辺（寺町・大滝山周辺） ● 徳島城跡周辺 ● ひょうたん島沿岸周辺 ● 新町川沿岸周辺
2) 道路景観	● 新町橋通り周辺	
3) 歴史・文化景観	● 眉山山麓周辺（寺町・大滝山周辺） ● 徳島城跡周辺	
4) 水辺景観	● ひょうたん島沿岸周辺 ● 新町川沿岸周辺 ● 助任川沿岸周辺	
5) 海岸景観	● 大神子・小神子海岸周辺 ● 小松海岸周辺	

■ 重要な景観形成地域図



■ 届出対象行為と景観形成基準

良好な景観形成のため、「市全域」および「重要な景観形成地域」ごとに届出対象（行為と規模）と景観形成基準を定めます。次の各表の行為のいずれかに該当し、かつ、規模のいずれかに該当する場合には、景観法第16条第1項に基づく届出を行い、個別に定める景観形成基準に適合する必要があります。

市 全 域		
区分	届 出 対 象	
行為	A 建築物	ア 新築、増築、改築、移転 イ 外観の変更（修繕、模様替）、または色彩の変更部分の見つけ面積が50㎡を超えるもの
	B 工作物	ア 新設、増築、改築、移転 イ 外観の変更（修繕、模様替）、または色彩の変更部分の見つけ面積が10㎡を超えるもの
	C 開発行為	ア 都市計画法第4条第12項に定められた建築物の建築、または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更
規模	A 建築物	<p>■高さ*1</p> <p>ア 第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域で地階を除く階数が4以上または高さが10mを超えるもの</p> <p>イ 準工業地域で地階を除く階数が5以上または高さが12mを超えるもの</p> <p>ウ 近隣商業地域で地階を除く階数が6以上または高さが15mを超えるもの</p> <p>エ 商業地域で地階を除く階数が7以上または高さが18mを超えるもの</p> <p>オ 上記以外の地域に関しては、地階を除く階数が4以上または高さが10mを超えるもの</p> <p>■用途</p> <p>ア ホテルまたは旅館ですべての規模</p> <p>イ 店舗面積が500㎡を超える大規模店舗</p> <p>ウ 業として葬儀等を行うことを主たる目的とした集会施設で延べ面積が500㎡を超えるもの</p> <p>エ 遊技場等（ボーリング場・パチンコ店等）で延べ面積が500㎡を超えるもの</p>
		<p>広告塔、広告板その他これらに類するもの</p> <p>ア 高さ*2が10m（工作物と建築物が一体となつて設置される場合においては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが、10mを超えるときは、5m）を超えるもの</p>
	B 工作物	<p>・煙突、排気塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの</p> <p>・高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの</p> <p>・記念塔、物見塔その他これらに類するもの</p> <p>・観覧車、メリーゴーラウンド、コースターその他これらに類する遊戯施設</p> <p>・石油、ガス、飼料、肥料その他これらに類するものを貯蔵する施設</p> <p>・コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設</p> <p>・汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する処理施設</p> <p>ア 高さ*2が13m（工作物と建築物が一体となつて設置される場合においては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが、13mを超えるときは、5m）を超えるもの、または築造面積が1,000㎡を超えるもの</p>
		<p>自動車車庫の用に供するもの</p> <p>ア 高さ*2が13m（工作物と建築物が一体となつて設置される場合においては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが、13mを超えるときは、5m）を超えるもの、または築造面積が500㎡を超えるもの</p>
		<p>擁壁、門、垣（生垣を除く）、柵、塀その他これらに類するもの</p> <p>ア 高さ*2が5mを超えるもの、または高さ*2が2mかつ長さが50mを超えるもの</p>
C 開発行為	<p>ア 市街化区域では、1,000㎡以上のもの</p> <p>イ 市街化調整区域では、3,000㎡以上のもの</p>	

*1：建築物の高さは、地盤面からの高さをいう。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、その他これらに類する建築物で屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内においては当該部分の高さは、日影規制対象区域にあっては5mまで、その他の区域にあっては12mまでは当該建築物の高さに算入しないものとする。

*2：工作物の高さは、地盤面からの高さをいう。なお、工作物と建築物が一体として設置される場合は、当該工作物の上端から下端までの高さをいう。

	項 目	景 観 形 成 基 準
基本事項	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成の基本方針やゾーンごとの景観形成方針等に適合するよう努める。 ・場所性を尊重しながら、周辺景観との調和やまち並みの連続性に配慮し、著しく不調和とならないよう努める。
	A 建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みの連続性やゆとりのある沿道空間の確保に配慮する。 ・駐車場、自転車置き場等の付属建築物やごみ置き場等は、歩行者等の目に入りにくい配置とするか、目隠し等の配慮をする。
A 建築物	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和やまち並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠・形態はさける。 ・道路等公共空間からの正面性や周りから見たときの景観に配慮する。 ・塔屋・屋外階段・付属建築物は、本体建築物と一体となるよう努める。
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・著しく周辺景観と不調和となる色彩はさける。
	材 料	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観と調和した材料の使用に努める。 ・自然素材、または良質で汚れにくく、耐久性に優れた材料とし、適切な維持管理に努める。
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等公共空間から見えにくい配置とするか、目隠し等の配慮をする。
	緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等公共空間に面する部分や敷地内の緑化に努める。
	配 置 高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・主体建物とのバランスに配慮した配置、高さ・規模とする。
	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> ・著しく周辺景観と不調和となる意匠・形態はさける。
B 工作物	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・著しく周辺景観と不調和となる色彩はさける。
	材 料	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観と調和した材料の使用に努める。 ・良質で汚れにくく、耐久性に優れ、維持管理が容易な材料の使用に努める。
	屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・主体建物や周辺景観とのバランスに配慮した配置、高さ・規模、意匠・形態、色彩とし、著しく不調和となるものはさける。 ・ネオンサイン、レーザー光線、動光、点滅等の発光するものや映像・動画を表示するもので、著しく周辺景観と不調和となるものはさける。ただし、一時的に設置するものや道路等公共空間から容易に見えないもので、景観上支障のない場合は、この限りではない。
	土地の形状	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り現況地形を生かすよう努める。
C 開発行為	法面・擁壁 の外観	<ul style="list-style-type: none"> ・法面はできるかぎりゆるやかなものとし、著しく圧迫感や威圧感を与えるような長大な法面や擁壁はさける。ただし、道路等公共空間から容易に見えない場合は、この限りではない。 ・周辺景観と調和した形態・材料とするよう努める。
	緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観と調和するよう緑化に努める。

重要な景観形成地域

1) 代表的な「都市の玄関としての景観」

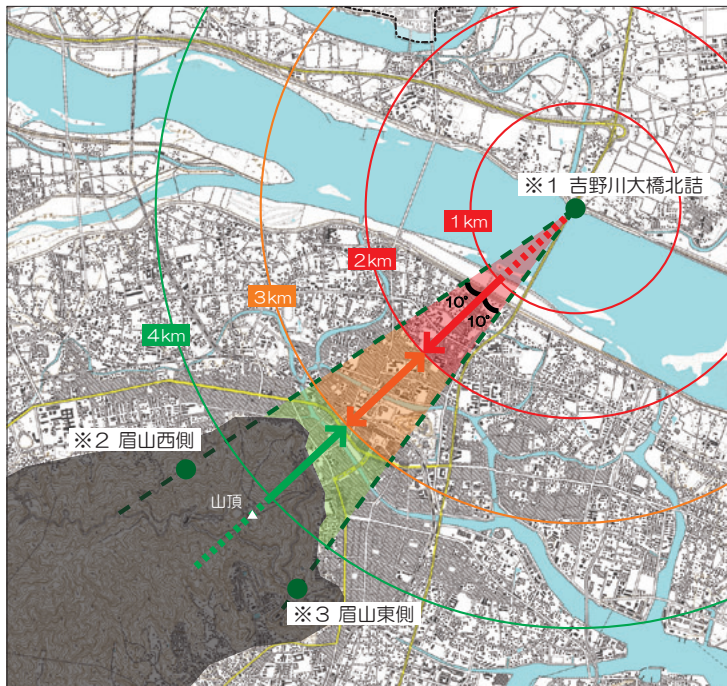
● 眺望景観（吉野川大橋からの眉山眺望）

区 分		届 出 対 象	
		吉野川大橋の北詰* ¹ 東側歩道中央を視点場とした眉山への眺めに影響がある範囲 (吉野川大橋北詰* ¹ と眉山西側* ² 、眉山東側* ³ を結んだ範囲)	
行為	A 建築物	ア 新築、増築、改築、移転 イ 外観の変更（修繕、模様替）、または色彩の変更部分の見つけ面積が50㎡を超えるもの	
	B 工作物	ア 新設、増築、改築、移転 イ 外観の変更（修繕、模様替）、または色彩の変更部分の見つけ面積が10㎡を超えるもの	
規模	A 建築物	ア 建築物の高さ* ¹ が解説図に示す高さを超えるもの	
	B 工作物 市全域の 対象工作物 に準じる	ア 工作物の高さ* ¹ * ² が解説図に示す高さを超えるもの	

* 1：建築物および工作物の高さは、地盤面からの高さをいう。

* 2：工作物と建築物が一体として設置される場合は、当該工作物の上端までの高さをいう。

○ 届出対象範囲および規模の解説図



吉野川大橋北詰*¹と眉山の西側*²、東側*³（眉山山頂に向かって左右10°の方向）を結んだ範囲において、吉野川大橋北詰*¹からの距離がそれぞれの範囲内で、次の高さを超える場合は届出対象とします。

■ 2 km 未満の場所

30m

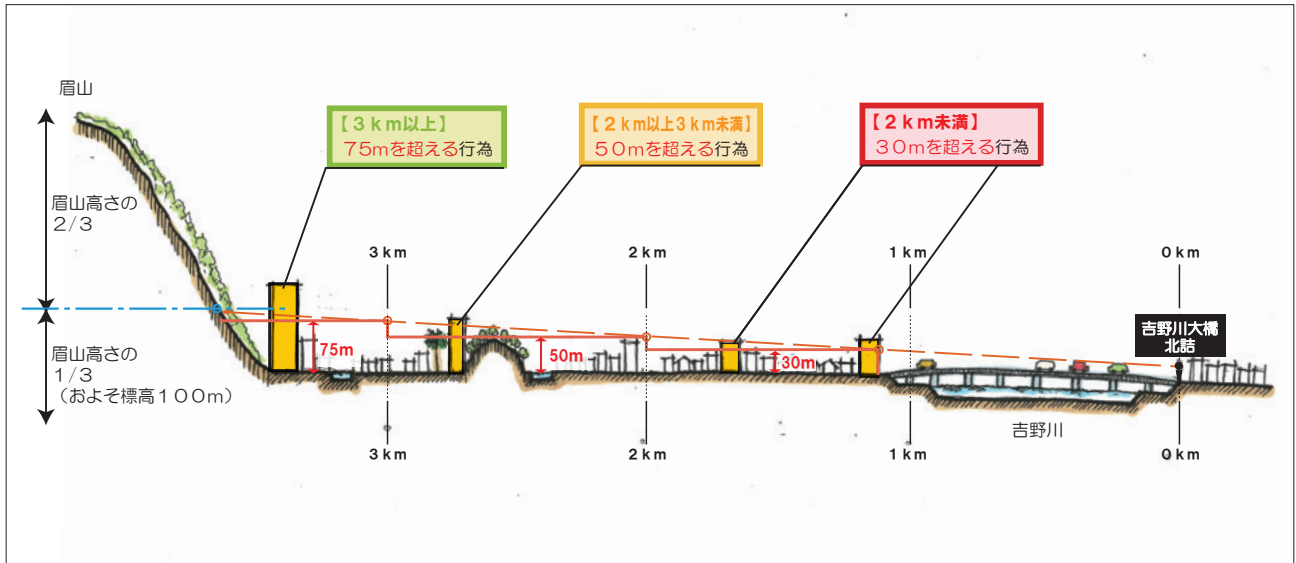
■ 2 km 以上 3 km 未満の場所

50m

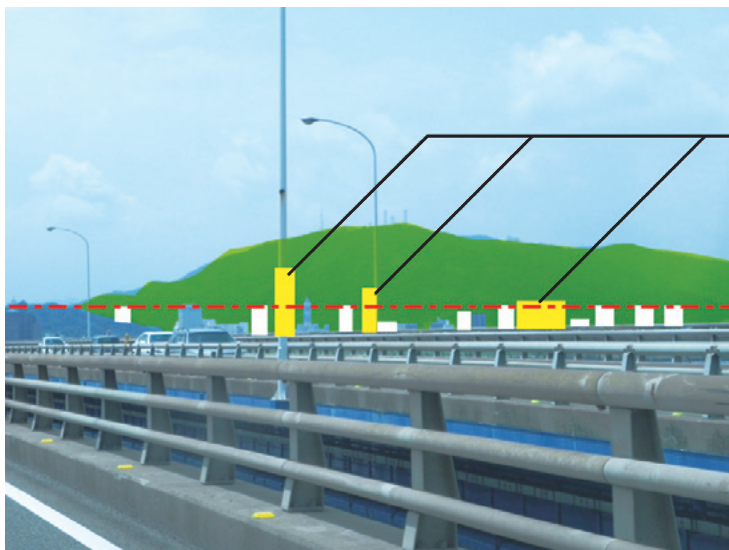
■ 3 km 以上の場所

75m

○ 届出対象規模の解説図



項目		景観形成基準
基本事項	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 重要な景観に関する景観形成方針（橋上から望む眉山）に示す吉野川大橋からの眉山眺望の景観特性や方針に適合するよう努める。 都市への玄関口としての吉野川大橋からの眉山の稜線や山腹の眺望景観の保全に配慮する。
	A 建築物	<ul style="list-style-type: none"> 高さ・規模：眉山の稜線や山腹の眺望景観の保全に配慮した高さ・規模とする。 意匠・形態：著しく眺望景観を損なうような意匠・形態はさける。 色彩：著しく眺望景観を損なうような色彩はさける。 建築設備：屋上設備は建物と一体化した壁面を立ち上げるか、目隠し等の配慮をする。
B 工作物	高さ・規模	眉山の稜線や山腹の眺望景観の保全に配慮した高さ・規模とする。
	意匠・形態	著しく眺望景観を損なうような意匠・形態はさける。
	色彩	著しく眺望景観を損なうような色彩はさける。



眉山標高の約1/3ラインを超えるものは、届出対象とします。

眉山標高の約1/3ライン

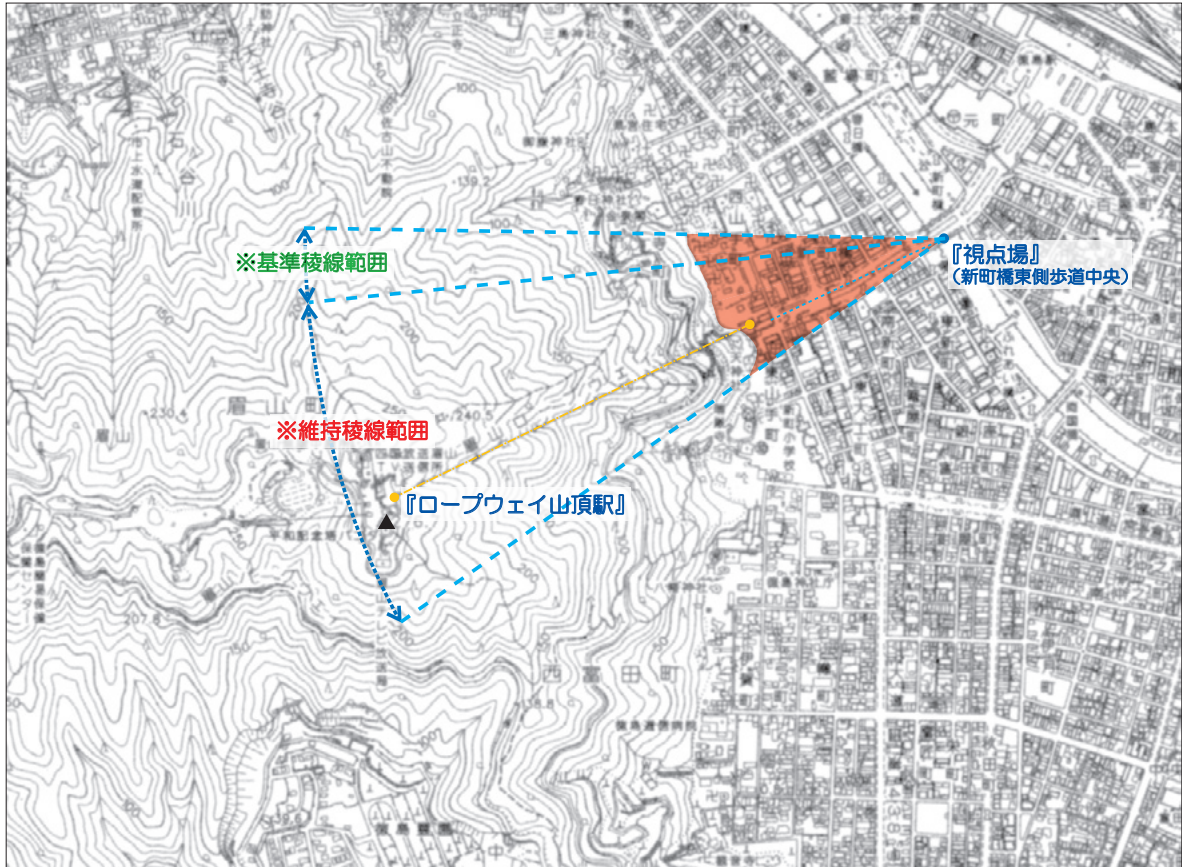
2) 代表的な「道路景観」

● 眺望景観（新町橋からの眉山眺望）

区 分		届 出 対 象	
		新町橋東側歩道中央を視点場とした眉山への眺めに影響がある範囲	
行為	A 建築物	ア 新築、増築、改築、移転 イ 外観の変更（修繕、模様替）、または色彩の変更部分の見つけ面積が10㎡を超えるもの	
	B 工作物	ア 新設、増築、改築、移転 イ 外観の変更（修繕、模様替）、または色彩の変更部分の見つけ面積が10㎡を超えるもの	
規模	A 建築物	ア 視点場から見たときに、建築物の高さ* ¹ が山腹基準線* ³ 、または基準稜線* ⁴ を超えるもの	
	B 工作物 市全域の 対象工作物 に準じる	ア 視点場から見たときに、工作物の高さ* ¹ * ² が山腹基準線* ³ 、または基準稜線* ⁴ を超えるもの	

- * 1：建築物および工作物の高さは、地盤面からの高さをいう。
- * 2：工作物と建築物が一体として設置される場合は、当該工作物の上端までの高さをいう。
- * 3：新町橋通り歩道（敷地境界）の地盤面から高さ（H）=25 mライン（次項写真参照（黄緑線部分））
- * 4：視点場から見たときの稜線ポイント B～C（次項写真参照（緑線部分））

○ 届出対象範囲の解説図



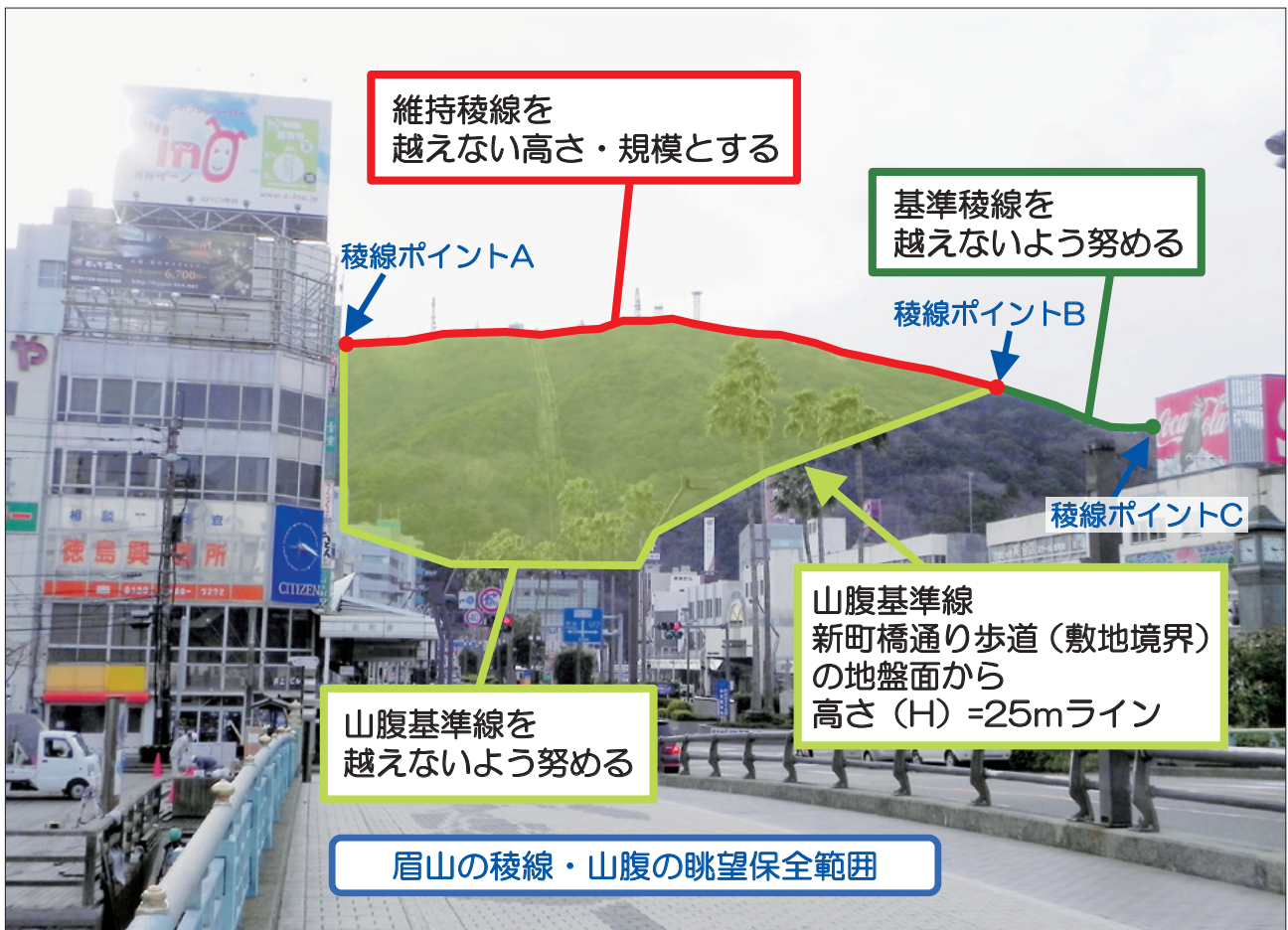
- 届出対象範囲：新町橋東側歩道中央を視点場とした眉山への眺めに影響がある範囲（解説図赤色範囲）
- ※維持稜線：稜線ポイント A～B（次項写真参照（赤線部分））
- ※基準稜線：稜線ポイント B～C（次項写真参照（緑線部分））

項目		景観形成基準	
基本事項	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 重要な景観に関する景観形成方針（新町橋通り周辺の景観特性）に示す新町橋からの眉山への眺望に関する方針に適合するよう努める。 新町橋からの眉山の稜線や山腹の眺望景観の保全に配慮する。 	
	建築物・工作物 高さ・規模 意匠・形態 色彩等	維持稜線	<ul style="list-style-type: none"> 視点場から見たときに、維持稜線を超えない高さ・規模とする。
山腹基準線・基準稜線		<ul style="list-style-type: none"> 視点場から見たときに、山腹基準線や基準稜線を超えないよう努める。ただし、基準線を超える場合は、高さ・規模、意匠・形態、色彩等に配慮*し、眺望景観の保全に努める。 	

※山腹基準線および基準稜線を超える場合の配慮

背景となる山腹との調和や稜線の連続性に配慮し、意匠・形態等の工夫を行う。また、山腹や山並み、空と調和した色彩とする。

○ 眉山の稜線・山腹の眺望保全範囲の解説



● 新町橋通り周辺

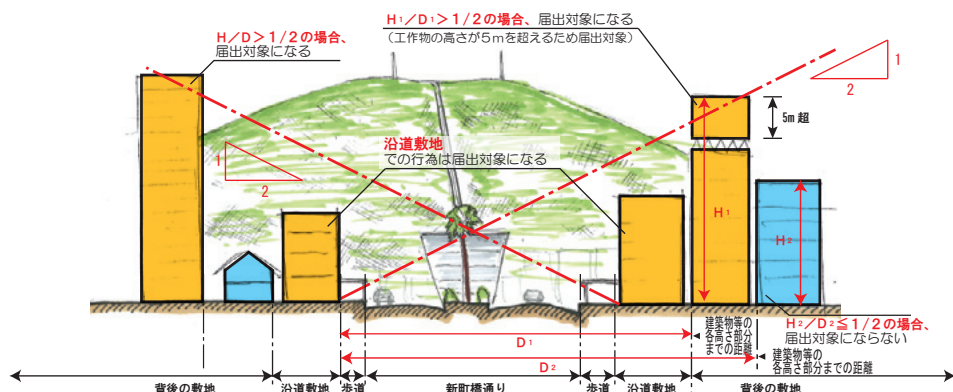
区 分		届 出 対 象	
		(1) 新町橋通り沿道敷地	(2) 左記の(1)を除く
行 為	A 建築物	ア 新築、増築、改築、移転 イ 外観の変更(修繕、模様替)、または色彩の変更部分の見つけ面積が10㎡を超えるもの	
	B 工作物	ア 新設、増築、改築、移転 イ 外観の変更(修繕、模様替)、または色彩の変更部分の見つけ面積が10㎡を超えるもの	
	C 開発行為	ア 都市計画法第4条第12項に定められた建築物の建築、または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更	
規 模	A 建築物	ア すべての規模	ア 建築物の各部分の高さ*1Hと当該部分から新町橋通りの反対側の境界線までの距離Dの関係が $H/D > 1/2$ のもの
	B 工作物 市全域の対象工作物に準じる	ア 市全域の工作物の規模に準じる	ア 市全域の工作物の規模に準じ、かつ工作物の各部分の高さ*1*2Hと当該部分から新町橋通りの反対側までの距離Dの関係が $H/D > 1/2$ のもの
	C 開発行為	ア 市全域の開発行為の規模に準じる	

* 1 : 建築物および工作物の各部分の高さは、新町橋通りの反対側歩道の地盤面からの高さをいう。
 * 2 : 工作物と建築物が一体として設置される場合は、当該工作物の上端までの高さをいう。

○ 届出対象範囲の解説図



○ 届出対象規模の解説図 (届出対象(1)(2))



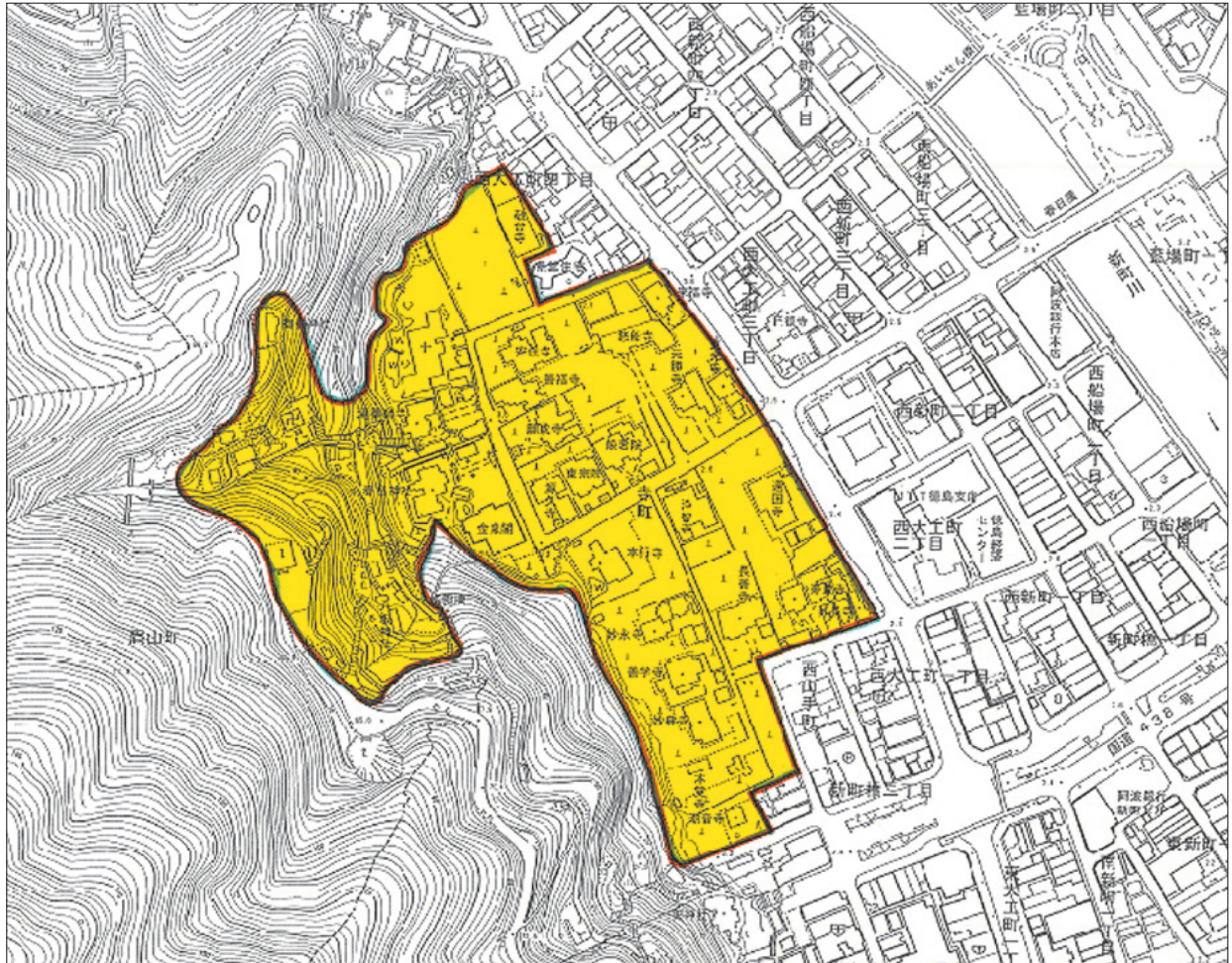
	項目	景観形成基準	
		届出対象(1)	届出対象(2)
基本事項	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 景観形成の基本方針やゾーンごとの景観形成方針等並びに重要な景観に関する景観形成方針に適合するよう努める。 中心市街地にある一方で、身近に眉山や新町川の自然を感じさせる都市空間として賑わいとやすらぎのある場所性を尊重しながら、周辺景観との調和やまち並みの連続性に配慮し、著しく不調和とならないよう努める。 	
	配置	<ul style="list-style-type: none"> 街角広場、囲い込み広場、壁面後退等により、ゆとりのある景観に配慮する。 駐車場、自転車置き場等の付属建築物やごみ置き場等は、歩行者等の目に入りやすい配置とするか、目隠し等の配慮をする。 	
A 建築物	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観との調和やまち並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠・形態はさける。 道路等公共空間や水辺空間からの正面性や開放感、または周りから見たときの景観に配慮し、屋根、外壁、ファサード(街路に面した壁面)等はデザイン的な工夫により魅力的なまち並みの形成に努める。 隣り合う建築物と壁面線、階層、スカイラインを整える等、一体感のあるまち並みの形成に努める。 塔屋・屋外階段・付属建築物は、本体建築物と一体となるよう努める。 商業施設等の1階はショーウインド等の演出やオープンスペースを設けるなど、楽しい雰囲気づくりに努める。 	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 著しく周辺景観や眉山への眺望景観と不調和となる色彩はさける。 	
	材料	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観と調和した材料の使用に努める。 自然素材、または良質で汚れにくく、耐久性に優れた材料とし、適切な維持管理に努める。 	
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> 道路等公共空間や水辺空間から見えにくい配置とするか、目隠し等の配慮をする。 	
	屋外照明等	<ul style="list-style-type: none"> 過度に明るい照明やライトアップは控え、周辺景観、道路等公共空間や水辺空間との調和に配慮する。 	
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 道路等公共空間に面する部分、敷地内および屋外駐車場等のオープンスペースの緑化に努める。 	
	配置高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> 主体建物とのバランスに配慮した配置、高さ・規模とする。 	
B 工作物	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> 著しく周辺景観と不調和となる意匠・形態はさける。 	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 著しく周辺景観や眉山への眺望景観と不調和となる色彩はさける。 	
	材料	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観と調和した材料の使用に努める。 良質で汚れにくく、耐久性に優れ、維持管理が容易な材料の使用に努める。 	
	屋外広告物等	<ul style="list-style-type: none"> 主体建物や周辺景観とのバランスに配慮した配置、高さ・規模、意匠・形態、色彩とし、著しく不調和となるものはさける。 ネオンサイン、レーザー光線、動光、点滅等の発光するものや映像・動画を表示するもので、著しく周辺景観と不調和となるものはさける。ただし、一時的に設置するものや道路等公共空間から容易に見えないもので、景観上支障のない場合は、この限りではない。 塔状の広告物は設置しない。窓面を利用した広告物はさける。 	
	アーケード	<ul style="list-style-type: none"> 新設・改修する場合は、徳島の玄関口にふさわしいグレード、デザインを兼ね備えたものにする。 	
C 開発行為	土地の形状	<ul style="list-style-type: none"> できる限り現況地形を生かすよう努める。 	
	法面・擁壁の外観	<ul style="list-style-type: none"> 法面はできるかぎりゆるやかなものとし、著しく圧迫感や威圧感を与えるような長大な法面や擁壁はさける。ただし、道路等公共空間から容易に見えない場合は、この限りではない。 周辺景観と調和した形態・材料とするよう努める。 	
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観と調和するよう緑化に努める。 	

3) 代表的な「歴史・文化景観」

● 眉山山麓周辺（寺町・大滝山周辺）

区 分		届 出 対 象	
		眉山山麓周辺	
行 為	A 建築物	ア 新築、増築、改築、移転 イ 外観の変更（修繕、模様替）、または色彩の変更部分の見つけ面積が10㎡を超えるもの	
	B 工作物	ア 新設、増築、改築、移転 イ 外観の変更（修繕、模様替）、または色彩の変更部分の見つけ面積が10㎡を超えるもの	
	C 開発行為	ア 都市計画法第4条第12項に定められた建築物の建築、または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更	
規 模	A 建築物	ア すべての規模	
	B 工作物 市全域の 対象工作物 に準じる	ア 市全域の工作物の規模に準じる	
	C 開発行為	ア 市全域の開発行為の規模に準じる	

○ 届出対象範囲の解説図



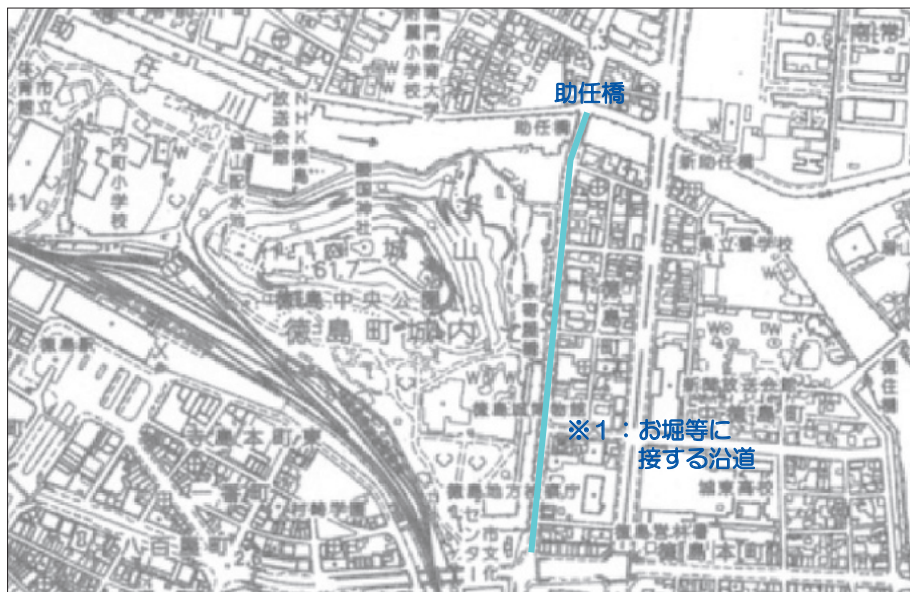
項目	景観形成基準		
	寺社建築	一般建築	
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> 景観形成の基本方針やゾーンごとの景観形成方針等並びに重要な景観に関する景観形成方針に適合するよう努める。 伝統的様式の寺社建築や門・塀の建ち並ぶ落ち着きのある佇まいである場所性を尊重しながら、周辺景観との調和やまち並みの連続性に配慮し、著しく不調和とならないよう努める。 		
A 建築物	配置	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界線または塀等に近接して建物を建てないよう配慮する。 周囲の建物と壁面線が揃うよう配慮する。 	
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場、自転車置き場等の付属建築物やごみ置き場等は、歩行者等の目に入りにくい配置とするか、目隠し等の配慮をする。 周囲寺社景観との調和を保ち、低層に抑えるよう配慮する。ただし、伝統的塔状建物等で、周辺寺社景観に配慮した場合はこの限りではない。 	
	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> 屋根は勾配屋根とし、和瓦・銅板葺きとするように努め、伝統的様式とするよう配慮する。 道路等公共空間からの正面性や周りから見たときの景観に配慮し、著しく周辺寺社景観と不調和となる意匠・形態はさける。 	
	色彩材料	<ul style="list-style-type: none"> 瓦の色はいぶし銀系、黒系または落ち着きのある色調とする。 壁の色は茶系、白系または落ち着きのある色調とする。 壁は木材、しっくい壁等を使用するよう努める。 落ち着いた色彩を基調とし、著しく周辺寺社景観と不調和となる色彩はさける。 周辺寺社景観と調和した材料を使用するか、良質で汚れにくく、耐久性に優れた材料とし、適切な維持管理に努める。 	
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> 道路等公共空間から見えにくい配置とするか、目隠し等の配慮をする。 屋上および壁面への設置はさける。 	
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は緑化に努め、庭園整備や寺社建築として敷地内の演出に努める。 道路等公共空間に面する部分や敷地内の緑化に努める。 	
	B 工作物	配置 高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> 主体建物とのバランスに配慮した配置、高さ・規模とする。
意匠・形態		<ul style="list-style-type: none"> 著しく周辺寺社景観と不調和となる意匠・形態はさける。 	
色彩		<ul style="list-style-type: none"> 落ち着いた色彩を基調とし、著しく周辺寺社景観と不調和となる色彩はさける。 	
材料		<ul style="list-style-type: none"> 周辺寺社景観と調和した材料の使用に努める。 良質で汚れにくく、耐久性に優れ、維持管理の容易な材料の使用に努める。 	
門・塀		意匠 形態等	<ul style="list-style-type: none"> 屋根付きとするなどの寺社建築としての演出に努める。 著しく周辺寺社景観と不調和となる意匠・形態はさける。 塀の高さは1.6m前後とし、周囲の塀の高さと揃えるよう努める。
		色彩 材料	<ul style="list-style-type: none"> 塀の壁はしっくい壁等を使用するよう努める。 塀の色は白系または落ち着きのある色調とする。 瓦の色はいぶし銀系、黒系または落ち着きのある色調とする。 石、木材等の自然素材を使用し、寺社建築としての演出に努める。 落ち着いた色彩を基調とし、著しく周辺寺社景観と不調和となる色彩はさける。 周辺寺社景観と調和した材料を使用するか、良質で汚れにくく、耐久性に優れ、維持管理の容易な材料の使用に努める。
屋外広告物		<ul style="list-style-type: none"> 必要最小限の設置数、表示面積とし、敷地内の建築物、工作物および周辺景観と著しく不調和となるものはさける。 ネオンサイン、レーザー光線、動光、点滅等の発光するものや映像・動画を表示するもので、著しく周辺景観と不調和となるものはさける。ただし、一時的に設置するものや道路等公共空間から容易に見えないもので、景観上支障のない場合は、この限りではない。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 屋上広告物、塔状の広告物、独立看板等の設置はさける。 		
C 開発行為	土地の形状	<ul style="list-style-type: none"> できる限り現況地形を生かすよう努める。 	
	法面・擁壁 の外観	<ul style="list-style-type: none"> 法面はできるかぎりゆるやかなものとし、著しく圧迫感や威圧感を与えるような長大な法面や擁壁はさける。ただし、道路等公共空間から容易に見えない場合は、この限りではない。 周辺景観と調和した形態・材料とするよう努める。 	
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観と調和するよう緑化に努める。 	

● 徳島城跡周辺

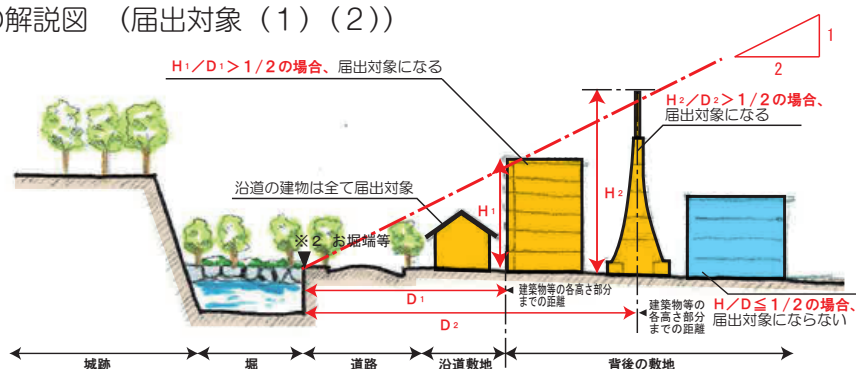
区 分		届 出 対 象	
		(1) 徳島城跡のお堀等に接する沿道 ^{*1}	(2) 左記の(1)を除く
行為	A 建築物	ア 新築、増築、改築、移転 イ 外観の変更(修繕、模様替)、または色彩の変更部分の見つけ面積が10㎡を超えるもの	
	B 工作物	ア 新設、増築、改築、移転 イ 外観の変更(修繕、模様替)、または色彩の変更部分の見つけ面積が10㎡を超えるもの	
	C 開発行為	ア 都市計画法第4条第12項に定められた建築物の建築、または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更	
規模	A 建築物	ア すべての規模	ア 建築物の各部分の高さ ^{*1} Hと当該部分から徳島城跡のお堀端等 ^{*2} までの距離Dの関係が $H/D > 1/2$ のもの
	B 工作物 市全域の対象工作物に準じる	ア 市全域の工作物の規模に準じる	ア 市全域の工作物の規模に準じ、かつ工作物の各部分の高さ ^{*1} ^{*2} Hと当該部分から徳島城跡のお堀端等 ^{*2} までの距離Dの関係が $H/D > 1/2$ のもの
	C 開発行為	ア 市全域の開発行為の規模に準じる	

*1：建築物および工作物の各部分の高さは、徳島城跡のお堀端等^{*2}の地盤面からの高さを用いる。
*2：工作物と建築物が一体として設置される場合は、当該工作物の上端までの高さを用いる。

○ 届出対象範囲の解説図



○ 届出対象規模の解説図 (届出対象(1)(2))



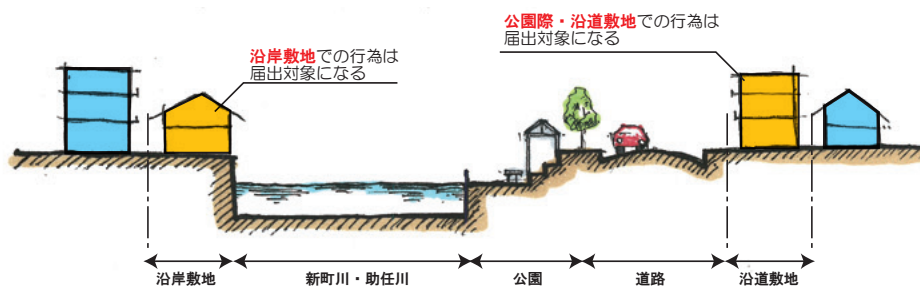
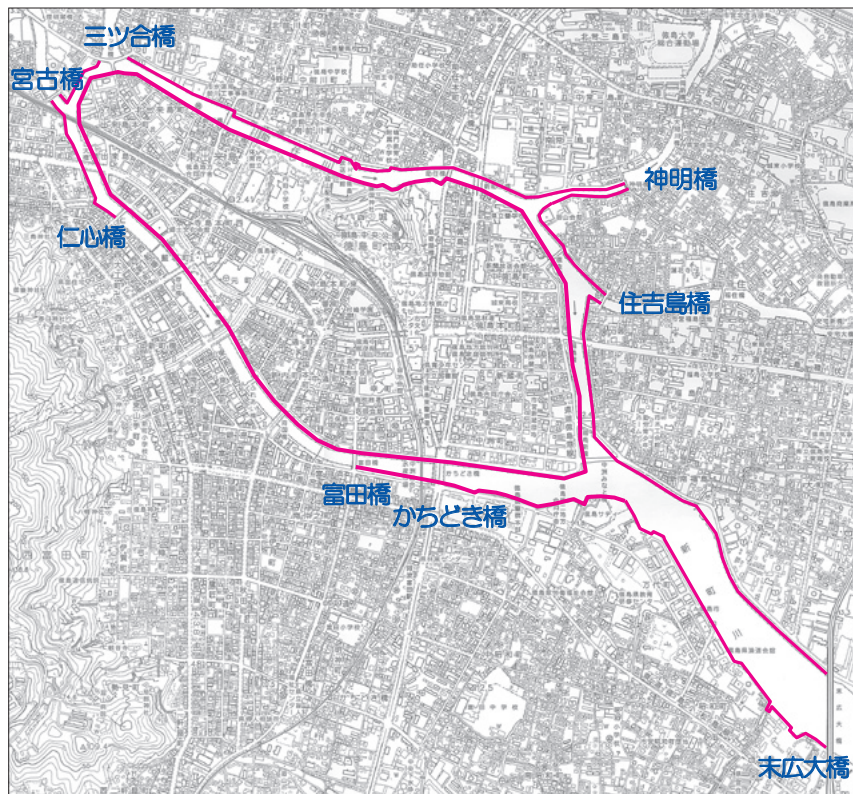
	項目	景観形成基準	
		届出対象(1)	届出対象(2)
基本事項	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 景観形成の基本方針やゾーンごとの景観形成方針等並びに重要な景観に関する景観形成方針に適合するよう努める。 徳島城跡のお堀の石垣や緑豊かな徳島中央公園の趣と落ち着きのある場所性を尊重しながら、周辺景観との調和やまち並みの連続性に配慮し、著しく不調和とならないよう努める。 	
	配置	<ul style="list-style-type: none"> 街角広場、囲い込み広場、壁面後退等により、ゆとりのある景観に配慮する。 駐車場、自転車置き場等の附属建築物やごみ置き場等は、歩行者等の目に入りにくい配置とするか、目隠し等の配慮をする。 	
A 建築物	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観や徳島城跡（徳島中央公園）との調和やまち並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠・形態はさける。 塔屋・屋外階段・附属建築物は、本体建築物と一体となるよう努める。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 道路等公共空間や徳島城跡（徳島中央公園）からの正面性に配慮し、歴史・文化的な景観としての演出に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路等公共空間からの正面性や周りから見たときの景観に配慮する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 落ち着いた色彩を基調とし、著しく周辺景観や徳島城跡（徳島中央公園）と不調和となる色彩はさける。 	
	材料	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観と調和した材料の使用に努める。 自然素材、または良質で汚れにくく、耐久性に優れた材料とし、適切な維持管理に努める。 	
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> 道路等公共空間や徳島城跡（徳島中央公園）から見えにくい配置とするか、目隠し等の配慮をする。 	
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 道路等公共空間や徳島城跡（徳島中央公園）に面する部分、敷地内および屋外駐車場等のオープンスペースの緑化に努める。 	
B 工作物	配置 高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> 主体建物とのバランスに配慮した配置、高さ・規模とする。 	
	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> 著しく周辺景観や徳島城跡（徳島中央公園）と不調和となる意匠・形態はさける。 	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 落ち着いた色彩を基調とし、著しく周辺景観や徳島城跡（徳島中央公園）と不調和となる色彩はさける。 	
	材料	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観と調和した材料の使用に努める。 良質で汚れにくく、耐久性に優れ、維持管理の容易な材料の使用に努める。 	
	塀等	<ul style="list-style-type: none"> 著しく周辺景観や徳島城跡（徳島中央公園）と不調和となる材料の使用や意匠・形態はさける。 落ち着いた色彩を基調とし、著しく周辺景観や徳島城跡（徳島中央公園）と不調和となる色彩はさける。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 仕上げのないコンクリートブロック等の塀の設置はさける。 	
屋外広告物等	<ul style="list-style-type: none"> 主体建物や周辺景観とのバランスに配慮した配置、高さ・規模、意匠・形態、色彩とし、著しく不調和となるものはさける。 ネオンサイン、レーザー光線、動光、点滅等の発光するものや映像・動画を表示するもので、著しく周辺景観と不調和となるものはさける。ただし、一時的に設置するものや道路等公共空間から容易に見えないもので、景観上支障のない場合は、この限りではない。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 屋上広告物、独立看板の設置はさける。 塔状の広告物は設置しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋上広告物の設置はさける。 塔状の広告物は設置しない。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 窓面を利用した広告物はさける。 		
C 開発行為	土地の形状	<ul style="list-style-type: none"> できる限り現況地形を生かすよう努める。 	
	法面・擁壁の外観	<ul style="list-style-type: none"> 法面はできるかぎりゆるやかなものとし、著しく圧迫感や威圧感を与えるような長大な法面や擁壁はさける。ただし、道路等公共空間から容易に見えない場合は、この限りではない。 周辺景観と調和した形態・材料とするよう努める。 	
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観と調和するよう緑化に努める。 	

3) 代表的な「水辺景観」

● ひょうたん島沿岸周辺（新町川沿岸周辺は除く）

区 分		届 出 対 象	
		ひょうたん島沿岸周辺	
行 為	A 建築物	ア 新築、増築、改築、移転 イ 外観の変更（修繕、模様替）、または色彩の変更部分の見つけ面積が10㎡を超えるもの	
	B 工作物	ア 新設、増築、改築、移転 イ 外観の変更（修繕、模様替）、または色彩の変更部分の見つけ面積が10㎡を超えるもの	
	C 開発行為	ア 都市計画法第4条第12項に定められた建築物の建築、または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更	
規 模	A 建築物	ア すべての規模	
	B 工作物 市全域の 対象工作物 に準じる	ア 市全域の工作物の規模に準じる	
	C 開発行為	ア 市全域の開発行為の規模に準じる	

○ 届出対象範囲の解説図



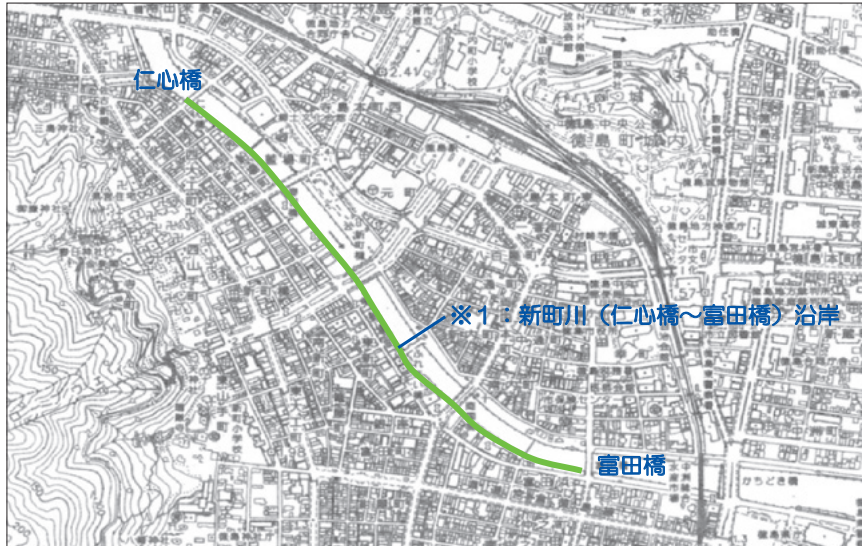
	項目	景観形成基準
基本事項	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 景観形成の基本方針やゾーンごとの景観形成方針等並びに重要な景観に関する景観形成方針に適合するよう努める。 まち並みにやすらぎとつるおいを与える水辺や緑豊かな空間である場所性を尊重しながら、周辺景観との調和やまち並みの連続性に配慮し、著しく不調和とならないよう努める。
	A 建築物	<ul style="list-style-type: none"> 配置 <ul style="list-style-type: none"> 駐車場、自転車置き場等の付属建築物やごみ置き場等は、歩行者等の目に入りにくい配置とするか、目隠し等の配慮をする。 意匠・形態 <ul style="list-style-type: none"> 周辺景観や水辺空間、公園等との調和やまち並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠・形態はさける。 水辺空間、公園、道路等公共空間からの正面性や開放感、または周りから見たときの景観に配慮する。 塔屋・屋外階段・付属建築物は、本体建築物と一体となるよう努める。 色彩 <ul style="list-style-type: none"> 著しく周辺景観や水辺空間、公園の景観と不調和となる色彩はさける。 材料 <ul style="list-style-type: none"> 周辺景観と調和した材料の使用に努める。 自然素材、または良質で汚れにくく、耐久性に優れた材料とし、適切な維持管理に努める。 建築設備 <ul style="list-style-type: none"> 水辺空間、公園、道路等公共空間から見えにくい配置とするか、目隠し等の配慮をする。 屋外照明等 <ul style="list-style-type: none"> 建物付属の照明器具（壁面灯など）は、『代表的な「水辺景観」』に示す「ひょうたん島光環境ガイドライン」のゾーン別光環境計画の方針を考慮したものとす。 緑化 <ul style="list-style-type: none"> 水辺空間、公園、道路等公共空間に面する部分、敷地内および屋外駐車場等のオープンスペースの緑化に努める。
B 工作物	配置 高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> 主体建物とのバランスに配慮した配置、高さ・規模とする。
	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> 著しく周辺景観や水辺空間、公園の景観と不調和となる意匠・形態はさける。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 著しく周辺景観や水辺空間、公園の景観と不調和となる色彩はさける。
	材料	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観と調和した材料の使用に努める。 良質で汚れにくく、耐久性に優れ、維持管理の容易な材料の使用に努める。
	屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> 主体建物や周辺景観とのバランスに配慮した配置、高さ・規模、意匠・形態、色彩とし、著しく不調和となるものはさける。 ネオンサイン、レーザー光線、動光、点滅等の発光するものや映像・動画を表示するもので、著しく周辺景観と不調和となるものはさける。ただし、一時的に設置するものや道路等公共空間から容易に見えないもので、景観上支障のない場合は、この限りではない。
屋外照明等	<ul style="list-style-type: none"> 屋外の照明器具（街灯、植栽灯等）、発光性の広告物（屋外広告物、ビル名、マーク、壁面広告、袖看板、窓面広告、立看板等）は、『代表的な「水辺景観」』に示す「ひょうたん島光環境ガイドライン」のゾーン別光環境計画の方針を考慮したものとす。 	
C 開発行為	土地の形状	<ul style="list-style-type: none"> できる限り現況地形を生かすよう努める。
	法面・擁壁 の外観	<ul style="list-style-type: none"> 法面はできるかぎりゆるやかなものとし、著しく圧迫感や威圧感を与えるような長大な法面や擁壁はさける。ただし、道路等公共空間から容易に見えない場合は、この限りではない。 周辺景観と調和した形態・材料とするよう努める。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観と調和するよう緑化に努める。

● 新町川沿岸周辺

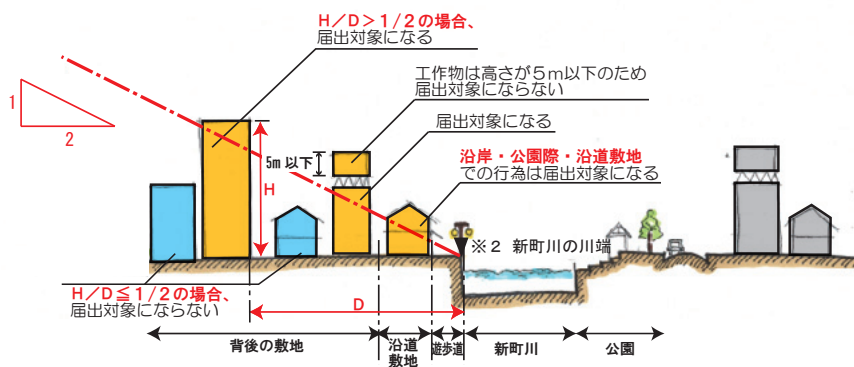
区 分		届 出 対 象	
		(1) 新町川（仁心橋～富田橋）沿岸 ^{*1}	(2) 左記の（1）を除く
行 為	A 建築物	ア 新築、増築、改築、移転 イ 外観の変更（修繕、模様替）、または色彩の変更部分の見つけ面積が10㎡を超えるもの	
	B 工作物	ア 新設、増築、改築、移転 イ 外観の変更（修繕、模様替）、または色彩の変更部分の見つけ面積が10㎡を超えるもの	
	C 開発行為	ア 都市計画法第4条第12項に定められた建築物の建築、または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更	
規 模	A 建築物	ア すべての規模	ア 建築物の各部分の高さ ^{*1} Hと当該部分から新町川（仁心橋～富田橋）の川端 ^{*2} までの距離Dの関係が $H/D > 1/2$ のもの
	B 工作物 市全域の 対象工作物 に準じる	ア 市全域の工作物の規模に準じる	ア 市全域の工作物の規模に準じ、かつ工作物の各部分の高さ ^{*1*} Hと当該部分から新町川（仁心橋～富田橋）の川端 ^{*2} までの距離Dの関係が $H/D > 1/2$ のもの
	C 開発行為	ア 市全域の開発行為の規模に準じる	

* 1：建築物および工作物の各部分の高さは、新町川（仁心橋～富田橋）の川端^{*2}の地盤面からの高さをいう。
 * 2：工作物と建築物が一体として設置される場合は、当該工作物の上端までの高さをいう。

○ 届出対象範囲の解説図



○ 届出対象規模の解説図（届出対象（1）（2））



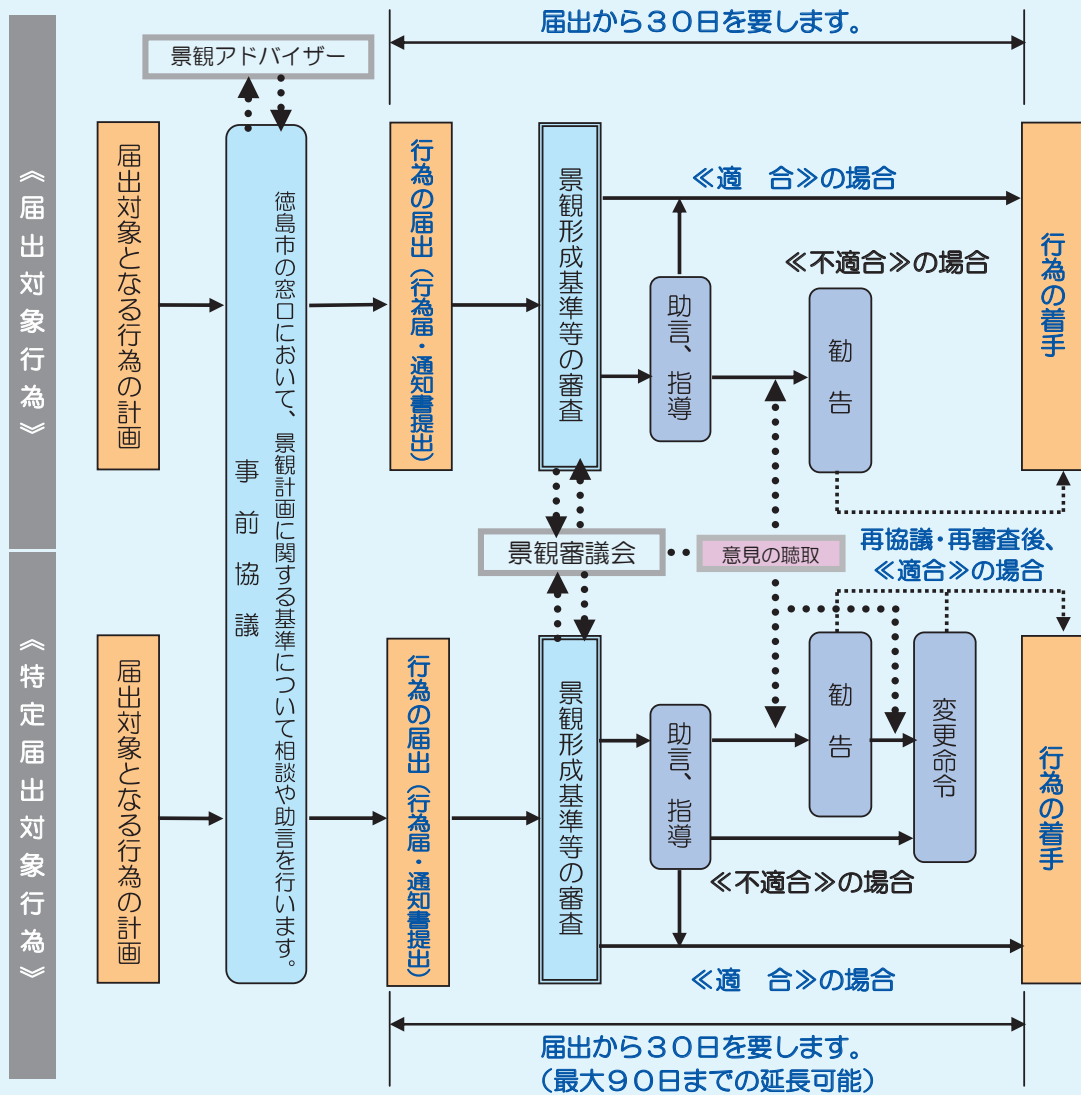
	項目	景観形成基準	
		届出対象(1)	届出対象(2)
基本事項	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 景観形成の基本方針やゾーンごとの景観形成方針等並びに重要な景観に関する景観形成方針に適合するよう努める。 市街地にある一方で、水辺や公園の緑豊かなゆとりとやすらぎのある都市空間としての場所性を尊重しながら、周辺景観との調和やまち並みの連続性に配慮し、著しく不調和とならないよう努める。 	
	配置	<ul style="list-style-type: none"> 街角広場、囲い込み広場、通り抜け通路、壁面後退等によりゆとりのある景観に配慮する。 駐車場、自転車置き場等の付属建築物やごみ置き場等は、歩行者等の目に入りやすい配置とするか、目隠し等の配慮をする。 	
A 建築物	高さ・規模	対岸等からの眉山への眺望を著しく妨げない高さ・規模とする。	
	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観や水辺空間、公園等との調和やまち並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠・形態はさける。 塔屋・屋外階段・付属建築物は、本体建築物と一体となるよう努める。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 水辺空間、公園、道路等公共空間からの正面性や開放感に配慮した意匠形態とし、新町川の水辺空間としての演出に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路等公共空間からの正面性や開放感、または周りから見たときの景観に配慮する。
	色彩	著しく周辺景観や水辺空間、公園の景観と不調和となる色彩はさける。	
	材料	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観と調和した材料の使用に努める。 自然素材、または良質で汚れにくく、耐久性に優れた材料とし、適切な維持管理に努める。 	
	建築設備	水辺空間、公園、道路等公共空間から見えにくい配置とするか、目隠し等の配慮をする。	
	屋外照明等	<ul style="list-style-type: none"> 建物付属の照明器具(壁面灯など)は、『代表的な「水辺景観」』に示す「ひょうたん島光環境ガイドライン」のゾーン別光環境計画の方針を考慮したものとする。 	
	緑化	水辺空間、公園、道路等公共空間に面する部分、敷地内および屋外駐車場等のオープンスペースの緑化に努める。	
	B 工作物	配置 高さ・規模	主体建物とのバランスに配慮した配置、高さ・規模とする。
意匠・形態		著しく周辺景観や水辺空間、公園の景観と不調和となる意匠・形態はさける。	
色彩		著しく周辺景観や水辺空間、公園の景観と不調和となる色彩はさける。	
材料		<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観と調和した材料の使用に努める。 良質で汚れにくく、耐久性に優れ、維持管理の容易な材料の使用に努める。 	
屋外広告物等		<ul style="list-style-type: none"> 主体建物や周辺景観とのバランスに配慮した配置、高さ・規模、意匠・形態、色彩とし、著しく不調和となるものはさける。 ネオンサイン、レーザー光線、動光、点滅等の発光するものや映像・動画を表示するもので、著しく周辺景観と不調和となるものはさける。ただし、一時的に設置するものや道路等公共空間から容易に見えないもので、景観上支障のない場合は、この限りではない。 窓面を利用した広告物はさける。 	
屋外照明等		<ul style="list-style-type: none"> 屋外の照明器具(街灯、植栽灯等)、発光性の広告物(屋外広告物、ビル名、マーク、壁面広告、袖看板、窓面広告、立看板等)は、『代表的な「水辺景観」』に示す「ひょうたん島光環境ガイドライン」のゾーン別光環境計画の方針を考慮したものとする。 	
C 開発行為	土地の形状	できる限り現況地形を生かすよう努める。	
	法面・擁壁の外観	<ul style="list-style-type: none"> 法面はできるかぎりゆるやかなものとし、著しく圧迫感や威圧感を与えるような長大な法面や擁壁はさける。ただし、道路等公共空間から容易に見えない場合は、この限りではない。 周辺景観と調和した形態・材料とするよう努める。 	
	緑化	周辺景観と調和するよう緑化に努める。	

5

届出対象行為等と審査の流れ

届出対象行為となる建築行為等の着手前には、景観法第16条第1項の規定に基づき、届出を行う必要があります。届出をした日から原則30日経過後でなければ、行為に着手することができません。

《 審査の流れ 》



景観形成基準等に不適合となる場合

【勧告】

景観形成基準等に適合していない場合、周辺景観に大きな影響を及ぼす可能性のある行為については、助言・指導を行ったうえで、必要な措置をとるよう勧告することがあります。

【変更命令】

特定届出対象行為で、建築物又は工作物の意匠・形態、色彩の基準に適合していない場合には、設計の変更などの命令対象となることがあります。なお、命令違反には景観法第102条の規定に基づく罰則が適用されることがあります。

特定届出対象行為

- 延べ(床)面積3,000㎡を超えるもの
- 高さ30mを超えるもの
- 重要な景観形成地域における届出対象行為となるもの

6

屋外広告物の行為の制限に関する方針

ゾーンごとの景観形成方針に基づき、屋外広告物行為の制限に関する基本方針を定めます。

(1) 都心ゾーン

- ・駅前広場などの公共性の高い場所は、掲出する広告物は適切な形状や表示面積とします。
- ・色彩は、周辺景観や後背地等との調和に配慮し、都心にふさわしいものとするよう工夫します。

(2) 周辺市街地ゾーン

- ・住宅地は、極力、自己用のものとし、主体建物や周辺景観とのバランスに配慮した配置、高さ・規模とするとともに、当該建築物の外壁などの色彩と一体的な色相や彩度とします。
- ・眉山や河川などの自然環境との調和に配慮した意匠・形態とし、高彩度の色彩の使用はさけます。

(3) 田園集落ゾーン

- ・田園や屋敷林などが広がる地域は、極力、自己用のものとし、主体建物や周辺景観とのバランスに配慮した配置、高さ・規模とするとともに、その色彩及び意匠・形態は樹木や田畑等の緑と調和した落ち着いたものとし、
- ・幹線道路沿いは、周辺景観や後背地に広がる田園景観への影響に配慮し、主体建物や周辺景観とのバランスに配慮した配置、意匠・形態、高さ・規模とし、色彩は落ち着いたものを基調とします。

(4) 農山村集落ゾーン

- ・極力、自己用のものとし、主体建物や周辺景観とのバランスに配慮した配置、高さ・規模とするとともに、その色彩および意匠・形態は山の緑と調和した落ち着いたものとし、

7

景観重要建造物・樹木の指定 と 公共施設等の整備に関する方針

景観重要建造物・樹木の指定の方針

良好な景観形成を推進するうえで、外観の優れた建造物や樹木を保全・継承するとともに、地域の景観まちづくりのシンボルとして活用するため、景観重要建造物・樹木として指定することを検討します。

次のいずれかに該当し、国宝、重要文化財等の指定のないもの。

- ① 地域の景観上重要な役割を果たし、特に外観上優れているもの
- ② 歴史的景観や文化的景観を特徴づけるもの
- ③ 地域住民に親しまれ、地域のシンボルやランドマークとなっているもの
- ④ 良好な景観形成の規範となり、周辺の良好な景観の創出が期待できるもの

公共施設等の整備に関する方針

道路、河川、公園等の公共施設は、良好な景観形成のために先導的な役割を果たす責務があることから、構造、デザイン、適切な配置等に配慮することが求められます。これら公共施設のなかで重要なものについては、景観重要公共施設としての指定やその整備に関する事項及び占用許可等の基準の設定を検討します。

8

景観計画の推進に向けて

成長する景観計画

景観計画の策定を機会に、地域住民や事業者の景観まちづくりへの関心やまちづくり活動が広がることが期待されます。

景観まちづくりの気運の高まりや今後のまちづくりの動向により、必要に応じ、景観形成方針や基準の見直し及び拡充を可能とする「成長する景観計画」を目指します。

●景観計画の追加や変更等

- ・重要な景観形成地域の追加や変更
- ・景観形成の方針の追加
- ・景観形成基準の追加や変更等
- ・景観重要建造物・樹木の提案・指定

景観審議会の設置

良好な景観形成に関する重要事項を調査・審議するため、学識経験者等で構成する「徳島市景観審議会」を設置します。

景観計画の追加や変更、景観重要建造物等の指定、また本市の景観に大きな影響を及ぼす届出対象行為等についての意見聴取等を行います。